

中間物等の実績報告書の提出について

平成16年5月

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第3条第1項第4号の規定に基づく確認（中間物、閉鎖系等用途、輸出専用品に係る事前確認）を受けた物質については、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和49年厚生省・通商産業省令第1号。以下「届出省令」という。）第3条の2に規定されている報告書（以下「実績報告書」という。）を3部、以下の提出先に郵送にて直接提出して下さい。

なお、本業務を担当する省の担当課室は以下のとおりです。

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室 (電話) 03-3595-2298	経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室 (電話) 03-3501-0605	環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室 (電話) 03-5521-8253
--	--	---

【提出先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

注) 実績報告書の作成に当たっては、届出省令のほか、別途公表している「中間物等の実績報告書に係わる記載例について」も参照して下さい。